

第9条中「、省令、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及びこの規則」を「又は省令」に改める。

様式第1号中「第15条第1項」を「第26条第1項」に改める。

様式第2号中「政令第4条の2」を「食品衛生法施行令第13条」に改める。

様式第3号中「第23条又は第24条」を「第55条又は第56条」に改める。

(事務処理規則の一部改正)

第2条 事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表第2の14の(19)のアの(7)中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同(4)中「第21条」を「第52条第1項」に改め、同(9)中「第21条の2第2項」を「第53条第2項」に改め、同(1)中「第22条」を「第54条」に改め、同(6)中「第23条」を「第55条第1項」に、「、営業の禁止又は」を「又は営業の禁止若しくは」に改め、同(9)中「第24条」を「第56条」に改め、同(10)中「第29条の2」を「第63条」に改め、同21の(2)のイ中「第14条」を「第32条」に改め、同(3)のア中「第17条第1項」を「第28条第1項」に改め、同イ中「第22条」を「第54条」に改める。

(長野県組織規則の一部改正)

第3条 長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第33の食品環境水道課の項並びに別表第36の保健所の項及び食肉衛生検査所の項中「第17条第1項に」を「第28条第1項に」に改める。

(公害の防止に関する条例施行規則の一部改正)

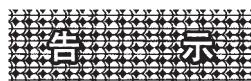
第4条 公害の防止に関する条例施行規則(昭和48年長野県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「第5条第1号」を「第35条第1号」に改め、同条第2号中「第5条第2号」を「第35条第2号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成16年2月27日から施行する。

食品環境水道課



#### 長野県告示第88号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

平成16年2月26日

長野県知事 田 中 康 夫

##### 1 解除に係る保安林の所在場所

小県郡長門町大字大門字大門山352の1(国有林。次の図に示す部分に限る。)

##### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

##### 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及

び小県郡長門町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

#### 長野県告示第89号

長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)の一部を次のように改正し、平成16年3月1日以降に行う入札参加資格審査の申請から適用します。

平成16年2月26日

長野県知事 田 中 康 夫

第1の表の建設工事の申請の項中「(以下「経営事項審査」という。)の申請」を「の結果について、法第27条の29第1項に規定する総合評定値(以下「総合評定値」という。)の請求」に、「経営事項審査の基準」を「総合評定値の基準」に、「経営事項審査を申請している」を「総合評定値を請求している」に、「経営事項審査の申請」を「総合評定値の請求」に改め、「の前年度」及び「(平成14年7月1日以降の申請に限る。)」を削り、同表の建設コンサルタント等の業務の申請の項中「4月1日」を「10月1日」に改める。

第5第1項第1号中「経営事項審査結果通知書(法第27条の27第1項)を「総合評定値通知書(法第27条の29第1項)に、「経営事項審査申請書(法第27条の23第4項)を「総合評定値請求書(法第27条の29第1項)に、「経営状況分析終了通知書(法第27条の27第2項)を「経営状況分析結果通知書(法第27条の27)に改める。

監理課

#### 長野県告示第90号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成16年2月26日

長野県知事 田 中 康 夫

##### 1 都市計画の種類及び名称

長野都市計画、千曲都市計画及び坂城都市計画下水道千曲川流域下水道

##### 2 都市計画を定める土地の区域

変更なし

##### 3 縦覧場所

長野県土木部下水道課、長野市役所、千曲市役所及び埴科郡坂城町役場

下水道課

## 長野県告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月26日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 天竜公園阿智線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村伍和6220番の1地先から 下伊那郡阿智村伍和5680番地先まで	旧	m 6.5～22.0	km 0.4000
同上	新	m 6.5～22.0 13.5～86.0	km 0.4000 0.2000

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 親田中村線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市中村1978番の4地先から 飯田市中村1547番の1地先まで	旧	m 6.5～7.5	km 0.2017
同上	新	m 6.5～7.5	km 0.2017
飯田市中村1978番の4地先から 飯田市中村1545番の9地先まで	新	m 11.0～26.0	km 0.2750

道路維持課

## 長野県告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成16年3月12日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成16年2月26日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 天竜公園阿智線

2 供用を開始する区間

下伊那郡阿智村伍和6220番の1地先から

下伊那郡阿智村伍和5680番地先まで

3 供用を開始する期日 平成16年2月27日

## 長野県佐久地方事務所告示第1号

佐久広域連合長から申請のあった佐久広域連合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成16年1月19日付けで許可しました。

平成16年2月26日

長野県佐久地方事務所長 和田恭良

市町村課

道路維持課

**長野県公安委員会告示第3号**

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により、特定講習を行う指定講習機関を次のとおり指定しました。

平成16年2月26日

長野県公安委員会委員長 牧内正夫

指定を受けた者			特定講習を行う事務所		特定講習の種別	指定年月日
名称	住所	代表者氏名	名称	所在地		
東洋観光事業株式会社	茅野市北山4035番地170	滝澤徹	アルピコ自動車学校第一	松本市元町3丁目3番10号	取消処分者講習	平成16年2月10日

東北信運転免許センター

**選告示第4号**

長野県選挙事務取扱規程（昭和38年選告示第4号）の一部を次のように改正します。

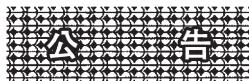
平成16年2月26日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

別表第1の不在者投票のできる老人ホーム中

「特別養護老人ホーム洗心荘 岡谷市長地小萩1-11-15」を  
「特別養護老人ホーム洗心荘 岡谷市長地小萩1-11-15」に改める。  
指定介護老人福祉施設さわらび 岡谷市西山1723-101」

選挙管理委員会

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年2月26日

長野県知事 田中康夫

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

県民のこえデータベースシステムに係るサーバ等一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書によります。

## (3) 借入期間

平成16年3月15日から平成16年3月31日まで

## (4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者とします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第

2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 公告日現在において長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

(5) 過去3年間に国又は地方公共団体とサーバ等一式の賃貸借契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

(6) 借入物品等に關し、アフターサービス及びメンテナンス（保守管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県経営戦略局政策チーム

電話 026 (235) 7251

**4 入札手続等**

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年3月8日 午前11時

イ 場所 長野県庁西庁舎 302号会議室

(3) 入札に要求される事項